

発議第 2 号

平成 21 年 3 月 13 日

庄原市議会議長 様

議会運営委員会

委員長 野 崎 幸 雄

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり庄原市議会会議規則の一部を改正する規則案を提出する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

庄原市議会会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 7 章 議員の派遣（159 条）

第 8 章 補則（第 160 条）」を

「第 7 章 協議又は調整を行うための場（第 159 条）

第 8 章 議員の派遣（第 160 条）

第 9 章 補則（第 161 条）

」に改める。

第 8 章中第 160 条を第 161 条とし、同章を第 9 章とし、第 7 章中第 159 条を第 160 条とし、同章を第 8 章とし、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第 159 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 159 条関係）

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|---------|------------|-----------------------|-------------|
| 議会広報委員会 | 議会広報に関する協議 | 副議長、各常任委員 会の委員長、議長 | 議会広報委 員長 |

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。